

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の設置について

平成 23 年 9 月 20 日
内閣府（防災担当）
東 京 都

1. 設置の趣旨

首都直下地震が発災（昼 12 時のケース）した際には、首都圏の外出者約 2,100 万人のうち、約 650 万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。外出先から人々が一斉に帰宅を開始した場合、大きな混乱の発生が懸念され、大量の徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩場所等の不足も想定される。

本年 3 月 11 日に発生した平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震によって、首都圏において大量に発生した帰宅困難者による混乱等は、首都直下地震に備えて帰宅困難者対策を官民あげて一層具体化していく必要性を顕在化させた。

帰宅困難者対策は、一斉徒歩帰宅の抑制、円滑な徒歩帰宅のための支援など多岐にわたるところ、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、首都直下地震による多数の死傷者・避難者が想定される中であって行政による「公助」だけでは自ずと限界があり、自助や共助も含めた総合的な対応が不可欠となる。これらの対策をさらに推進するためには、国、地方公共団体、企業等がそれぞれ実施するだけでなく、連携・協働して取組を進めることが重要である。

そのため、内閣府（防災担当）及び東京都は、帰宅困難者等対策について、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 協議会の概要

【構成機関】国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、関係民間企業・団体等の
31 機関

【座長】内閣府政策統括官（防災担当）・東京都副知事が共同座長

【事務局】内閣府と東京都が共同処理

帰宅困難者等対策は、首都圏全体をまたがる広域的な取組と地域に根ざした取組の双方の観点が必要であることから、内閣府と関係地方公共団体の代表として東京都が共同で協議会を設置

【幹事会】構成員及びオブザーバー機関の担当部課長クラスによる幹事会を設置し、具体の課題について検討

特に、特定課題については、幹事会にワーキンググループを設置し検討